

平成29年12月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成29年12月15日（金） 午前9時30分

2 出席委員

新 倉 聰	教育長
荒 川 由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦 淳太郎	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
澤 田 真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	島 田 圭
教育総務部生涯学習課長	高 木 厚
教育総務部教職員課長	金 子 美夕貴
教育総務部学校管理課長	菅 野 智
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部教育指導課長	佐 藤 昌 俊
学校教育部支援教育課長	塚 田 美保子
学校教育部保健体育課長	鎌 原 徳 宗
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生
中央図書館長	山 口 正 樹
博物館運営課長	永 嶋 省 吾
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	山 崎 亨

4 傍聴人 5名

5 議題及び議事の大要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に澤田委員を指名した。

- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、まず初めに、11月の定例会から本日までの間の所管事項について、私のほうから報告をさせていただきたいと思います。お手元のほうに、教育長報告資料というのをつけさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、議会関係でございますけれども、11月29日から市議会の12月定例会が開催されました。

29日、30日に一般質問がございましたが、29日冒頭に荒川委員のほうの再任のご挨拶をお願いをさせていただいたところであります。

一般質問につきましては、15名の方からいただきまして、8名の方から教育委員会関係についてのご質問をいただいたところであります。

続きまして、12月4日、5日に教育福祉常任委員会が、8日に中学校完全給食特別委員会が、12日に予算決算常任委員会が開かれた後、昨日本会議が開催され、閉会したところでございます。

教育委員会からは、予算議案といたしまして、生涯学習センターの指定管理に伴いまして、4年間の契約を行うために、その総額につきまして、債務負担行為という形で設定をさせていただく議決をいただきましたので、今後、契約案件等について進めさせていただくこととなっております。

それから、中学校の完全給食の実施関係でございますが、本日の議案等にもございますが、そのための前段階として、11月22日に横須賀市学校給食運営審議会の第2回会議が開催され、同月の29日、同審議会から給食費の額について答申をいただいております。

次に、学校等の関係でございますけれども、11月19日に第33回の横須賀民俗芸能大会が文化会館で開かれまして、約1,000名の方の来場をいただいたところでございます。

それから、11月24日から12月15日にわたりまして、フロンティア研究の発表会が衣笠中学校、久里浜小学校、公郷中学校で開催をされてまいりました。

12月9日には、よこすか子ども科学賞の表彰式、発表式が総合福祉社会館で開催されまして、教育長賞、会長賞、優良賞2点が個別に発表をしていただいたところであります。

記載にはございませんでしたが、昨日12月14日になりますけれども、年末の交通事故防止運動にかかわりまして市役所前公園で、交通安全の祈願餅つき大会が横須賀安全運転管理者会と横須賀警察署等で開催されました。

当日は、諏訪幼稚園の園児さんたちにもご参加をいただいて、つきました餅をお汁粉にいたしまして、それを食べるための募金という活動がされました。これら募金につきましては、交通遺児奨学金のほうへの寄附をいただくということで承っております。

その他の関係につきましては、記載のとおり博物館、美術館、図書館、生涯学習事業について展開をしているところです。

1点ご報告をさせていただきますと、12月2日、3日に千代ヶ崎の砲台の見学会をさせていただきました。現在文化財としての発掘を行っている工事の合間を見まして、どのような状態かということを市民の方々に見ていただきまして、ご参加158名の方がいらっしゃったと伺っております。

今後、貴重な文化財につきましては、その発掘、あるいは整備の過程で多くの方に見ていただき、改めて整備を進めていきたいと考えております。

それからまた、口頭で大変失礼でございますけれども、12月4日からインフルエンザが発生をしております。現時点では5校ですが、どうも低学年、1・2年生に多く発症が見られているようあります。今後、各学校のほうでは適切に対処をいたしまして、学級閉鎖等の対応を図っていこうと考えているところであります。

大変雑駁ですが、私からの報告とさせていただきます。

ただいまの報告について、ご質問等ございましたらお願いをしたいと思います。

(三浦委員)

インフルエンザが、低学年ではやっているということですけれども、特に低学年の生徒さんたちのインフルエンザワクチンの2回の接種率は、どうなっていますでしょうか。もし、おわかりでしたら教えていただきたいんですけども。

(保健体育課長)

2回というのは、承知していますが、2回接種しているかどうかは把握しておりませんので、もう一度確認をさせていただきたいと思っています。

日程第1 議案第51号『給食費の額について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

それでは、議案第51号『給食費の額について』ご説明をさせていただきます。

本議案は、横須賀市給食条例第6条の規定に基づき、平成30年4月からの給食費の額を定める規則の制定を市長に依頼するため、教育委員会として給食費の額の案を決定しようとするものです。

11月17日の本定例会で途中経過をご報告いたしましたが、その後、11月22日の第2回学校給食運営審議会で審議の結果、参考資料として添付をさせていただきましたとおり、答申がまとまりまして、11月29日、教育長に提出がされました。

答申の内容についてご説明いたします。恐れ入りますが、別添の参考資料1ページをご覧いただきながらと思います。

要旨としてご説明させていただきます。

学校給食は健康増進とあわせ、正しい食習慣の形成や人間関係の育成等食育も担っており、教育活動の一環としても非常に重要である。

小学校、特別支援学校の給食では、平成21年4月に現在の給食費の額に改定してから、給食費の額を据え置いている一方で、原材料等の価格が上昇し、金額に見合った給食の提供となっているため、給食からとれる栄養価は下降傾向にある。

現在の横須賀市の給食は、栄養バランスの整った食事を提供するために、食材の変更やデザート提供回数を減らすことなど、献立の工夫で対応しているが、それも限界で、さらなる物価の上昇に対応できない。

栄養バランスを整えた給食を継続的に提供するためには、給食費の改定はやむを得ない。

給食から摂取できる栄養価のうち、エネルギーなどの重要な栄養素が県の平均や国の基準を下回っているため、少なくとも県の平均以上に、できるだけ国の基準まで高める必要があり、そのためには1食単価30円、月額で500円の値上げが妥当である。

中学校給食は牛乳のみの提供のため、平成30年度は給食費を据え置き、完全給食実施時に見直すのが妥当である。

本答申を受け、給食費の改定をする場合は、保護者に対する説明を丁寧に行う必要がある。

献立作成に当たっては、安全・安心でおいしい食材の使用を第一に考えた上

で、栄養価に重点を置き、今まで以上の工夫を求める。

家庭における栄養バランスの整った食事の提供についても、保護者と協働で進めていくことを求める。という内容の答申をいただきました。

本議案では、この答申内容や横須賀市給食条例第6条の趣旨を踏まえ、給食費の額を答申のとおりの額としております。

なお、本答申につきましては、12月8日に開催された市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会でご報告をいたしましたが、額に関するご意見等は特にございませんでした。

恐れ入りますが、参考資料の4ページをご覧ください。

今後のスケジュールです。

平成30年1月10日に総合教育会議で、教育委員会で定めた給食費の額の案について、市長とご協議いただく予定です。

協議の結果、教育委員会の案で市長の同意が得られましたら、1月中旬から保護者等への周知を行い、市議会の3月定例議会で平成30年度予算案の審議を経た後、給食費の額を盛り込んだ横須賀市給食条例施行規則を市長が制定し、4月からの施行を予定しております。

以上で、議案第51号『給食費の額について』の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

質問・討論なく、採決の結果、議案第51号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

教育長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（1）『横須賀市立学校学期制検討委員会の答申を受けての教育委員会の方針等について』

（教育指導課長）

それでは、報告事項（1）『横須賀市立学校学期制検討委員会答申を受けての方針案について』説明をいたします。

昨年度から7回にわたって開催されました横須賀市立学校学期制検討委員会から、諮問事項の検証、検討結果について、「横須賀市立学校新たな学期制のあり方について」として答申を受け、11月の教育委員会定例会において報告をさせていただきました。

1ページをご覧ください。

先月の繰り返しとなります。1の答申及び提言の内容は、次のとおりです。
答申。

横須賀市立学校学期制検討委員会では、「9年間の義務教育における児童生徒の学びを大事にし、これまでの成果を踏まえながら、枠組みとしての2学期制を継続する。運用に当たっては、これまでの課題を踏まえ、校種間の実情を考慮すること、秋季休業について見直すこと等の改善を行う」ことを結論とし、答申をする。

提言。

提言①。保護者や地域に対して2学期制の趣旨が十分理解されるよう、さまざまな機会を通して周知を図る。

提言②。長期休業前、長期休業中の教育相談をより充実させ、それまでの学習状況を児童生徒、保護者に対して丁寧に伝える。

提言③。中学校においては、実態に応じて評価・評定、通信簿の作成時期を学年の発達段階や教科の特性に応じて柔軟に設定する。

提言④。長期休業日等を活用した授業日数増加の取り組み等で夏休みのスケジュールが過密であることから、秋季休業を廃止して夏季休業日をふやすことが妥当である。

2の答申及び提言を受けての教育委員会としての方針ですが、横須賀市立小学校、中学校、特別支援学校においては、年間を前期・後期の2区分とした2学期制を維持しながら、提言に示されたように、秋季休業日を廃止し、夏季休業期間に戻す形とします。

また、これまでの運用上の課題については、提言で示された内容を踏まえつつ、学校と連携・協力して、子どもの学びを豊かにする、より実効性のある学年制としていきます。なお、全面実施は平成32年度とし、教育課程の変更や準備のために必要な移行期間を設定することとします。

3の今後の取り組み内容ですが、今後、教育委員会では、答申及び提言内容の周知を図るとともに、管理運営規則の変更などの手続を進めています。また、同時に、2学期制の特色を最大限に生かせるようガイドラインを作成し、学校に示していきます。

各学校においては、ガイドライン等を踏まえ、2学期制を生かした教育活動や学校運営となるよう、教育課程の見直しを図るとともに、保護者に対しても2学期制の趣旨を正しく伝えるようにします。

次に、4の今後のスケジュールについてです。

平成30年度、31年度の2年間を移行期間とし、30年度については、現行の管理運営規則のもとで、それぞれ教育課程の見直しに取り組みながら、中学校でのモデル校の設置や秋季休業を廃止した中での教育課程の編成の先行実施。ま

た、12月を目指としたガイドラインの策定及び提示等に取り組みます。

移行期間2年目となる31年度は、管理運営規則を変更した上で、各学校で教育課程の見直し及び実施に取り組んでいただき、32年度から新たな学期制の全面実施を迎えるようにしてまいります。

3ページをお開きください。

最後に、5、その他として、秋季休業日に関する管理運営規則の変更点について、(1)でお示ししておりますが、最終的には(3)の長期休業等を活用した授業日数増加の取り組みと関連させながら決定することとなります。

また、(2)キッズウイークへの対応としましては、国や県、他の市町村の動向を注視しつつ、関係部局及び関係機関と協議してまいります。

以上で報告事項(1)の説明を終了いたします。

(澤田委員)

移行期間に中学校モデル校の設置をしてモデルプランの提示、ガイドラインの作成をしていくということは、本格実施までの重要な取り組みであると思っております。

このモデル校の設置についてですが、何校を予定しているのでしょうか。また、これは移行期間2年間と考えてよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおり、基本的には2年間という位置づけで考えております。

特に、このモデル校の実施におかれましては、中学校の課題であります評価・評定のあり方について、実際的に検討し、または運用していくながら検証し、その課題だったり、成果だったりということをお示ししていただきますので、今、現状の中で既に改善を図っている学校もありますので、そういうところの学校と調整を図りながら、1、2校と定めていきたいというふうに思っております。

(澤田委員)

中学校の現場の声、特に進路にかかわる評価の柔軟な取り組みが、モデル校のみならず、全ての中学校で取り組めるよう、移行1年目の来年度からご配慮いただけたらと思います。

以上です。

(小柳委員)

3ページ目の(2)にあります、このキッズウイークというものについて、

少しご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

これは、国が、子ども、学校の休みが今簡単に言えば、夏休みとか、冬休みに集中してあるわけなんですが、そういったところの子どもたちのお休みを、年間通して、他の、例えば土日だったり、連休だったり、そういうところに分散することによって、夏休みや冬休み以外のところに長くお休みをとれるところをつくることによって、子どもたちが保護者といろんな活動ができるように組むことということを国の方針として、今打ち出されております。

教育面だけでなく、もちろん経済的な面ということも国は考えながら考え方をお示ししているようですが、このキッズウイークについて、文科省も学校の年間の中で、例えば、例示としては、運動会や体育祭、例えば、土曜日にやると、基本的には月曜日に振りかえをつくって、そこに子どもたちの休日が新たにつくられるわけなんですが、例えば、そういう休日を他の連休のところについて、例えば、4日とか、5日とか、長いお休みにすることによって、そのときに夏休み以外、冬休み以外のところでも長期のお休みをとることによって、子どもたちが保護者といろんな活動ができるような、そういった枠組みを考えているというのがキッズウイークでございます。

(小柳委員)

どうもありがとうございます。

(新倉教育長)

私のほうからも同じようなご質問させていただくと、逆に今、学校として日数をとったとしても、保護者の方たちがお休みをとるという環境が整っていない。あるとすれば、先に教育関係が先行実施していても全く子どもはどうすることもできない状況が生まれているということから、3ページに先ほど書かれているように、今後の国ですとか、県だとかの意見、他の市町村の動向を注視するという、そういう表現になっていると理解してよろしいですか。

(教育指導課長)

おっしゃるとおりでございます。学校がお休みを位置づけ、子どもたちがお休みをとるということの部分について、同時に保護者であるお父様やお母様がお仕事をお休みができる状況をつくらない限り、今国が求めているという状況はつくり出すことができませんので、これは単純に学校サイドだけが「ここをお休みします」というふうにしたとしても、やはり会社や企業だったり、さま

ざまなやはり、どういう団体も、それに倣った形の中でお休みをとるような形をつくっていかないと、国がイメージしたものはつくりにくいという中では、現状としてはなかなか今、そういう状況下にはなっていないというところでは、ここにお示しさせていただいたように、関係する団体とも今後協議をしながら、どういった形が横須賀市として実現に近づくことができるかということでは、今後検討していきたいというふうに思っております。

(新倉教育長)

ありがとうございます。

ということは、逆にキッズウイークや何かが国の1つの施策としてなった場合には、また改めて管理運営規則については見直しを図るんだというスタンスでよろしいですか。

(教育指導課長)

管理運営規則を変更せざるを得ない枠組みにしていくのか、制度にしていくのか。国も設置者の判断、または学校長の判断という枠組みも示しておりますので、そうなったときには、どちらが方向性としていいのかということについては、例えば学校長の判断という枠組みでは管理運営規則を大きく変更せずとも、そういうことは可能になるのではないかというふうに考えております。

(小柳委員)

とてもおもしろい、展望のある取り組みだなと思いました。つまり、親御さんたちの年休とこの振りかえとうまく合わせることができれば、親子の旅行とか、そういった計画も立てられるかもしれません。そのためには、なるべく早目に連休となる休みとか、そういったものをお示しできることができる仕組みとなればいいのかなというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

報告事項（2）『横須賀市表現運動・ダンス発表会の開催報告について』

(保健体育課長)

保健体育課から、報告事項（2）『横須賀市表現運動・ダンス発表会の開催報告について』ご報告をさせていただきます。

11月11日土曜日に第35回横須賀市表現運動・ダンス発表会を総合体育会館メインアリーナで開催をし、小学校3校、中学校3校、計6校541名が出場し、来場者合わせて約1,000名の方がお越しになりました。

子どもたちは、最初は緊張の面持ちでしたけれども、曲が流れ始めると、リズムに合わせて体いっぱい表現し、仲間と息を合わせながら、大勢の観客の前で授業・学校行事の成果を披露いたしました。

今回も、昨年10月に横須賀盛り上げ大使に任命された本市出身のEXILEメンバー、橘ケンチさんとEXILE TETSUYAさんからプレゼントされました横須賀オリジナルダンスを総合高校のダンス部が披露してくれました。

迫力あるダンスに会場も大変盛り上がりまして、子どもたちも大きな刺激を受けていたようです。

今後、横須賀オリジナルダンスがたくさんの子どもたちに広がっていくよう、努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、開・閉会式への出席もあわせ、ご支援、ご協力をいただきました。ありがとうございました。

保健体育課からは以上でございます。

(新倉教育長)

ありがとうございました。

この発表会につきましては、荒川委員もご出席いただきまして、もしご感想とかあれば一言。

(荒川委員)

では、私のほうから。感想になりますけれども、児童生徒がこれだけ、この大勢の観客の前で一生懸命演技している姿に、毎年感激しています。また、そこにご指導くださる先生の助言のお言葉も、私たち素人から見ると、的確で本当によいアドバイスをいただいている。子どもたちが、専門家の方に認めていただけることもあり、こういう活動、ダンスや表現についての理解も深まり、各学校で体育祭や運動会などの発表などにも参考になるのかなというふうに思いました。

いつも本当にいい取り組みを見せていただき、ありがとうございます。

私からは以上でございます。

報告事項（3）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』

(学校給食担当課長)

それでは、報告事項（3）『中学校完全給食実施に向けた検討状況について』ご報告いたします。

内容といたしましては、大きく4点ございます。

まず、報告資料1ページをご覧ください。

初めに、1、給食センター基本計画の検討項目について、ご説明いたします。

まず、(1)概要についてですが、給食センターの施設整備における基本的な考え方や基本的な枠組みについて検討し、給食センター基本計画として策定いたします。

次に、(2)基本的な考え方についてです。

学校給食法や平成28年6月に教育委員会の検討結果としてまとめた「中学校の昼食のあり方について」と、それらに加えて、これまでの検討内容を踏まえ、給食センターの施設整備を行うに当たっての基本的な考え方を整理します。

次に、(3)検討項目についてです。

給食センターを整備するための基本計画を策定するに当たり、現時点で検討を行っている項目について記載をいたしました。

まず、ア、食数についてです。

現在、優先的な検討を行っているDBO方式やPFI(BTO)方式で実施する場合には、昨年度実施した調査、それから今回の導入可能性調査を参考にすると、平成33年度が給食開始の目安となります。

また、平成33年度以降も生徒数は毎年減少していく推計であるため、平成33年度の生徒数や教職員数を基準として、給食センターの食数規模を検討します。現時点では、1万食規模を想定しています。

次に、イ、実施回数についてです。

現在の中学校における授業日数、昼食回数、学校行事等をもとに、中学校と協議して検討してまいります。

次に、ウ、献立数についてです。

献立数は、物資調達や効率的な調理工程と機器配置を考慮して検討します。

1万食規模の給食センターにおいては、1日当たり2献立としている事例が多くあります。仮に2献立で実施する場合には、中学校23校を2ブロックに分け、それぞれ5,000食程度になるように設定し、給食を提供します。

2ページをお開きください。

エ、炊飯施設についてです。

炊飯については、連続式炊飯システムなど大型の機器を設置して給食センターで炊飯する事例と、給食センターの運営事業者とは別の民間事業者に炊飯を委託して実施する事例があります。献立面や災害時の対応、費用などを考慮して検討します。

なお、本市の小学校（自校式）では、自校炊飯と委託炊飯を併用していますが、これは調理設備・機器などの対応能力によるためです。

次に、オ、食物アレルギー対応についてですが、食物アレルギーを有する生徒に提供するアレルギー対応食の調理を行うための専用室を設けます。

他の自治体では、学校名、学級名、生徒名、アレルギー献立種類を表示した個人用のランチジャーで配達し、喫食の際に通常食と同様の食器に移し替えている事例などがあります。除去食の対象品目や代替食の提供については、自治体によりさまざまな事例がありますので、今後、専門家の助言を受けながら検討していきます。

次に、カ、食器についてです。

まず、(ア) 材質についてですが、本市の小学校で使用しているP E N（ポリエチレンナフタレート）樹脂のほか、ポリプロピレン樹脂、強化磁器などの種類があります。給食センターから配達すること、生徒にとっての安全性、使いやすさ等を念頭に食器の重量や壊れにくさなども考慮して検討します。

次に、(イ) 種類・組み合わせについては、他自治体の事例などを参考に、本市の中学生に必要な栄養価、量などに配慮したさまざまな献立に対応できるような種類や組み合わせを検討します。

3ページをご覧ください。

(ウ) トレイについてですが、トレイの導入有無により、教室における配膳方法などに違いが出ますので、配膳時間への影響、衛生面等も考慮して検討してまいります。

次に、キ、食育についてです。

まず、(ア) 地産地消の推進についてですが、学校給食の食材として地場産物を使用し、地域の食材・食文化への理解を深められるよう地産地消の推進について検討します。

なお、センター方式では、同じ種類の食材を大量に使用するため、地場産物の確保の仕方などについて、生産者との調整も行ってまいります。

次に、(イ) 食育関連についてです。

給食センターの施設見学や調理実習の実施、子どもたちや市民向けの食育関連事業について検討します。

なお、近年給食センターを整備している他自治体では、ほとんどの施設において、食育に関する施設と位置づけ、見学通路や見学窓を整備しています。

一方で、これまで過剰な施設整備として懸念する意見もいただいており、施設の規模にも影響するため、慎重に検討してまいります。

次に、ク、諸室の整備についてです。

調理に必要となる諸室に加えて、他の自治体では、会議や研修、給食の試食会などを行うことを目的に、会議室や研修室、調理実習室、アレルギー相談室などを整備している事例があります。本市の給食センターに必要な諸室につい

て、慎重に検討してまいります。

次に、ケ、災害時の対応についてです。

給食センターの施設設備の特徴を生かして、災害時にどのように活用することができるか検討します。また、旧平作小学校は、現在広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されているため、既存校舎解体後の避難場所などについて検討してまいります。

4ページをお開きください。

コ、衛生管理についてです。

安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食衛生管理基準や食品衛生管理の国際標準であるHACCP（ハサップ）の概念に基づいた衛生水準を確保できるよう検討します。

次に、サ、環境への配慮についてです。

地域にお住まいの方々の生活環境に十分配慮し、臭気・騒音対策や安全な交通環境の確保に努めるとともに、環境負荷を低減し、地球環境にやさしい施設整備・管理運営について検討します。

調理ごみの処理については、食品リサイクル法により再資源化が望まれるところであり、再資源化及びその方法について検討します。

次に、シ、用地については、旧平作小学校とする方針を決定しましたので、用地の概要を整理し、計画に示します。

また、ス、事業手法と、セ、整備スケジュールについては、PFI等導入可能性調査の結果等を踏まえて、基本計画に示す予定です。

現時点で、これまでご説明をさせていただいた14項目を中心に給食センター基本計画について、検討を進めております。

今後も各方面の関係者の皆様からご意見を伺いながら、年度内を目途に決定したいと考えております。

1、給食センター基本計画の検討項目についての説明は、以上となります。

引き続き、5ページをご覧ください。

次に、2、PFI等導入可能性調査の中間報告について、ご説明いたします。

まず、（1）概要についてです。

イの業務概要に記載しましたが、今回実施している調査は、民間事業者の知識・経験を活用した事業手法の導入の可能性を調査しているものです。

期間については、オ、契約期間に記載しましたが、中間報告を平成29年11月29日まで、最終報告を平成30年1月19日までの期限としております。

次に、（2）中間報告の内容についてです。

米印にも記載しましたが、今回記載した内容は、あくまでも中間報告に基づくもので、今後内容を精査した上で、事業者から最終報告がされる予定という

段階であることをご了解ください。

まず、ア、基本事項の整理についてです。

(ア) 概要についてです。

現在、横須賀市PPP／PFI手法の導入に関する優先的検討方針に基づき検討を行っているDBO方式及びPFI（BTO）方式のVFM算出の基礎資料とするため、モデルプラン作成に当たっての前提条件を整理しました。

この前提条件については、VFMを算出するために設定したもので、今後、基本計画の検討状況や民間事業者の意向調査の結果等を踏まえて、精査していきます。

6ページをお開きください。

(イ) 基本的な要件についてですが、表に記載した内容をモデルプランの条件としました。

次に、(ウ) 事業スキームですが、資料に記載いたしましたDBO方式及びPFI（BTO）方式について、(エ) 事業範囲において、給食センターの整備・運営に必要な業務を抽出し、事業範囲を整理しました。

7ページをご覧ください。

個々の業務内容について、市が行うものと民間事業者が行うものとに事業範囲を整理した表となります。

8ページをお開きください。

(オ) 想定スケジュールについてです。

概算事業費や民間事業者の意向を調査するに当たり、想定スケジュールを整理しました。

記載のスケジュールでは、平成31年度前半に事業者選定を行い、平成31年10月ごろに契約締結、平成31年11月から平成33年6月の約20カ月間を設計・建設期間とし、この中に旧平作小学校校舎等の解体・撤去を含む想定としています。また、平成33年7月から平成33年8月中旬までの約2カ月間を開業準備期間とし、給食開始を平成33年8月下旬としました。また、平成48年7月までの約15年間を維持管理・運営期間として想定しました。

今回示した想定スケジュールに対しての民間事業者の意向なども踏まえて、今後さらに精査をしてまいります。

9ページをご覧ください。

イ、事業手法ごとの事業費試算及び比較についてです。

まず、(ア) VFM算出の基本的な考え方についてですが、内閣府の地方公共団体向けサービス購入型PFI事業実施手続簡易化マニュアルでは、類似の前提条件によって算出された過去のPFI事業のVFMの実績を用いて、従来方式からの削減率を設定することで、客観的評価が可能であるとされています。

今回は、過去の給食センターにおける削減率の設定や、事業者アンケートの回答などを踏まえて、10%の削減率が設定されています。

なお、過去の学校給食センターの事例では、PFI事業とすることを特定したタイミングで、平均VFMが約9%、実際に事業者を選定したときの平均VFMが約16%となっています。

次に、(イ) 試算の結果についてですが、DBO方式で実施する場合には、現在価値換算後で8.5%、約11.7億円程度の財政負担の軽減効果、VFMが見込まれました。

また、PFI(BTO)方式で実施する場合については、現在価値換算後で7%、約9.6億円程度の財政負担の軽減効果、VFMが見込まれました。

10ページをお開きください。

11ページにかけて、その内訳を記載をいたしました。

次に、11ページのウ、民間事業者の意向調査等についてです。

今回想定した前提条件、スケジュールなどについて妥当性があるか。また、事業への参画可能性について、平成29年10月27日から11月16日にかけて、民間企業30社を対象に、調査事業者が意向調査を実施し、27社から回答がありました。

アンケート・ヒアリングの意見要旨として、調査事業者が作成したもの参考に記載しましたので、基本計画の検討項目や事業手法に関連の深い内容を中心に抽出してご説明をいたします。

恐れ入ります。13ページをお開きください。

設問1-2、災害時対応の支援業務についてです。

①災害発生時において給食センターが果たすべき役割については、被災者に対する炊き出し等が想定されるなどの意見もありましたが、基本的には市の考え方によるものとの意見でした。

次に、②についてですが、想定される献立としては、ご飯・おにぎりやアルファ化米、みそ汁等の汁物との意見があり、食数については、記載のように幅のある回答となりました。

また、日数については、2から3日、または3日という意見がありました。

次に、③あらかじめ整備しておくべき設備や備品については、移動釜や炊き出し釜、回転釜、調理器具のほか、自家用発電機、防災備蓄倉庫などが挙げられました。

14ページをお開きください。

設問1-3、各種支援業務についての②食育の支援業務についてですが、見学者の受け入れ、学校へ講師を派遣する提案などがありました。

また、食育に対する市の考え方を提示することで、それに対する提案を行え

るとの意見もありました。

15ページをご覧ください。

設問2－1、事業手法についてです。

まず、D B O方式については、契約ごとの手間や負担がふえること、リスク分担が難しい等のほか、下請けでの参加や予定価格が低くなるなど、調理機器メーカーを中心に歓迎されない意見もありました。

一方で、地元企業からは、資金調達やS P C設立が必須となるP F Iと比較し、取り組みやすいとの意見がありました。

また、P F I（B T O）方式については、課題として提案までの期間が短く、参加しにくい案件がふえているとの意見がありました。

また、D B O方式、P F I（B T O）方式ともに、実績を有する企業が圧倒的に有利となり参加しにくいとの意見がありましたので、多くの企業が参画しやすい仕組みを検討する必要があります。

恐れ入ります。18ページをお開きください。

設問3－2、周辺環境への配慮についてです。

完全な臭気の排除は難しいが、施設計画での配置、脱臭装置や脱臭フィルターの使用、排気口を高く設置し拡散させる等の対策がとれるとの回答がありました。

また、コストに関しては設備にもよるが、8,000万から1億5,000万円程度ではとの意見がありました。

20ページをお開きください。

設問4－1、参画意欲についてです。

まず、D B O方式についてですが、記載のように、条件が合えば積極的に参入を検討する事業者も多く、参画意欲が高い結果となりました。

また、P F I（B T O）方式についても、D B Oと大きな差はないものの、わずかながら参画意欲が高い結果となりました。

21ページをご覧ください。

設問4－3、市内企業の参画促進についてですが、数の限られた地元企業の争奪戦を憂慮する回答、また、地元貢献の際は配点を上げることとの回答が複数ありました。

また、地元企業からは参加資格要件緩和の要望が出されました。

事業手法につきましては、今後、最終報告までに数値を精査するとともに、事業者アンケートの内容なども踏まえて検討を行い、決定していきたいと考えています。

以上で、P F I等導入可能性調査の中間報告についての報告を終わります。

恐れ入ります。23ページをお開きください。

3、給食センター用地関係事項について、ご説明いたします。

まず、(1) 地域説明会についてです。

今後、地域の方々を対象に説明会を開催し、これまでの検討経過、既存施設解体後の避難場所、学校開放を行える期間、想定される今後のスケジュールなどについて説明をさせていただく予定です。

開催方法等については、11月25日から12月10日の間にかけて、旧平作小学校区を含む池上小学校区の9つの町内会の役員会等に伺い、ご意見をお聞きしてまいりました。

開催方法や開催日が決定しましたら、町内会の回覧等を活用させていただき、地域の皆様にお知らせをいたします。

次に、(2) アスベスト分析調査についてです。

給食センターを整備するに当たっては、旧平作小学校の校舎や体育館は解体する予定です。

解体工事を行うには、あらかじめ建物にアスベスト含有建材が使用されているかを確認する必要があるため、平成29年12月から平成30年1月の間に、校舎、体育館等の外壁、軒裏、床、天井などについてアスベストの分析調査を実施いたします。

なお、解体工事の実施時期については、現時点では未定です。

以上で、3、給食センター用地関係事項についての説明を終わります。

24ページをお開きください。

4、検討組織等の開催状況等について、ご報告いたします。

(1) 検討組織等の開催状況には、教育委員会11月定例会以降の開催状況として、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会について記載をいたしました。

まだ会議録ができていませんので、いただいた質問、意見等は記載しておりませんが、導入可能性調査の事業者アンケートに関して、地元事業者の参画意欲などに関する質問や意見、運営事業者との連絡体制に関する質問や意見、また、基本計画に関して、食数減に対する市の考え方への質問や意見、災害時の対応についての質問や意見、調理ごみのリサイクル、堆肥化など、環境への配慮についての質問や意見をいただきました。

用地に関しては、周辺の道路事情や残った土地の使用用途などについての質問や意見、また、昇降機の設置や補助金についての質問や意見がありました。

今後は、市議会でのご意見等も踏まえて検討を進めていきたいと考えております。

また、(2) 各検討組織等における質問、意見等には、11月1日に開催した中学校完全給食推進本部専門部会における質問、意見等を記載しました。

教育委員会11月定例会より前に開催した会議ですが、前回の定例会で質疑内容の報告がまだできておりませんでしたので、後ほどお目通しいただければと思います。

以上で、報告事項（3）『中学校完全給食に向けた検討状況について』の報告を終わらせていただきます。

（三浦委員）

23ページのアスベスト分析調査なんですけれども、この前の委員会でも申し上げましたけれども、昭和30年から昭和50年までの建物は、特に後半は、吹きつけアスベストが行われているんですね。それから、昭和50年から55年までは、アモサイト5%未満含有しているものが、まだ使われていました。

ですから、校舎の一部はたしか昭和50年前につくられていますので、多分吹きつけアスベストがあると思うんですけれども、この中に吹きつけアスベスト、要するに建材ではなくて、そのものが吹きつけられているので、ここの中に入っていると考えてよろしいんでしょうか。

（学校給食担当課長）

外壁、軒裏等吹きつけされている、その吹きつけも含めて調査をすることになっています。

（三浦委員）

吹きつけてあるのは鉄骨。要するに、もともとの鉄骨とか、それから天井の、要するに鉄骨に吹きつけてあるんですよね。外壁に吹きつけももちろんあるんですけれども、外壁よりはそういう鉄骨。多分100%あると思うんですけれども。

（新倉教育長）

今のご質問は、吹きつけ塗装でやっているのではなくて、もともと鉄骨自身だとかのところを建設するときに、さびどめというような同じ形で吹きつけて入っていますので、外見からなかなかわかりにくいところではないかということだと思いますがいかがですか。

（学校管理課長）

吹きつけにつきましては、平成15年度当時に全て調査をして、アスベストの含有の調査をしております。

あるものについては全て撤去しました。その後、平成20年ごろだったと思うんですけども、日本で使われてないと思われたものの含有が確認されたとい

うことで、そういうものの調査も全て行っております。

ですから、吹きつけ材につきましては、あるかないかという把握は当然できておりますし、今回も、体育館と解体のための調査を行いますので、そういうものも含めて、可能性があるようなものについては調査を行う予定であります。

(新倉教育長)

ちょっととかみ合ってないかなと思うんです。三浦委員のご質問と。

(三浦委員)

吹きつけを全部撤去してあるんですか。撤去できないところも当然あるんですけども。

(学校管理課長)

過去に調査をしたときに、含まれているというような調査結果が出たものについては全て撤去してあると思います。

(新倉教育長)

多分、こういうことだと思うんです。

学校管理課長がおっしゃっている、過去に横須賀市がやったアスベストの調査というのは、例えば、表面で見えるところ、天井材だとか、それから極端な場合は、階段室の裏側だとかの小部屋があったときに使われてないかということを全部点検をした記憶があります。

そこで使われている場合には、その部屋に入ってはいけないよということと、それから除去の仕事をしたんですけども、今、三浦委員がおっしゃっているのは、軀体本体であるところの鉄骨だとか、鉄筋のところにアスベストが付着をした上で、見えない形でその後、コンクリート被膜をされている場合がある。こういったものは調査されていないんじゃないかというご心配をしているんだと思うんです。

そこまで調査はできないんじゃないかということなんです。

(学校管理課長)

当時の調査をもう一度、改めてちょっと確認をさせていただきます。

今回のアスベスト調査については、基本的には建物の複数箇所を分析・調査することになっておりますので、そういう内容も含めて、アスベストが含有しているところがもしあれば、それに沿った形で撤去の工事といいますか、対応はしていきたいというふうに考えております。

(三浦委員)

では、よろしくお願ひします。

(荒川委員)

私からは、献立数のところで、1日当たり2献立としているというところのメリットですが、答えが24ページに、このメリットについては書かれていて、なるほどということわかったのですが、となると、食物アレルギー対応で、専門室ができるということなので、この専門のこの部屋でも、2献立に対応するような、アレルギーに対応するような専門室になるのでしょうかということを、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

(学校給食担当課長)

多くの生徒が食べるところは2つの献立で調理をします。

アレルギー専用の調理室につきましては、ちょうど今、専門家への相談を始めたところですけれども、どういう形でやっていくのか。いわゆる単なる除去食だけで対応していくのか。それから、いわゆる代替食までやっていくのか。そういう部分を含めて、相談を始めたところでございます。

したがって、全体としては、2献立で普通につくっていく。それに加えて、その2種類の献立ベースで、ちょっと内容を変えたものをつくろうかとか、除いたものをつくろうかとかという形は専用の調理室の中でやるということを、今は想定しております。ベースはあくまでも、同じようにみんなが食べる2献立のどちらかがベースになるというふうには考えております。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成29年12月15日（金）午前10時25分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰